

広島県公立中学校長会教育ビジョン

**～未来に光り輝く
子供たちのために～**

令和8年3月（改訂版）

広島県公立中学校長会

目 次

あいさつ	1
第1章	
広島県公立中学校長会教育ビジョンの基本的な考え方	2
第2章	
教育ビジョンの柱	
1 教職員の人材育成と働き方改革の推進	4
2 「主体的・対話的で深い学び」の創造	5
3 キャリア教育の充実	6
4 生徒指導の充実	7
5 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実	8
参考資料・参考文献	9

あいさつ

令和3年3月（改訂版）「広島県公立中学校長会教育ビジョン ～未来に光り輝く子供たちのために～」は、令和2年5月に策定された「全日中新教育ビジョンー学校からの教育改革ー」を基盤として作成されたものです。

このたび5年が経過したことから、広島県公立中学校長会教育ビジョンの進捗状況を確認するとともに、その成果を検証し、四専門委員会及び理事会において丁寧に議論を重ねていただきました。こうして完成したのが、今回の令和8年3月（改訂版）「広島県公立中学校長会教育ビジョン ～未来に光り輝く子供たちのために～」です。

全日本中学校長会が初めて「全日中教育ビジョンー学校からの教育改革ー」を提示・公表したのは、今から16年前、平成21年10月29日の第60回全日本中学校長会研究協議会福島大会においてでした。その平成21年版「全日中教育ビジョン」の巻頭言で、第33代全日本中学校長会会長・岩瀬正司先生は、「こうして何者でもない、学校の最高責任者である校長自身の教育改革・学校改革の指針が出来上がりました。」と述べられています。この言葉には、校長が教育改革の“主体”であるべきだという強い決意が込められています。

この「全日中教育ビジョン」によって、今後3年以内を目途に取り組むべき具体的な目標が明確化され、全国すべての公立中学校において、一定期間に一斉に取り組むべき事項、教育目標・経営目標・教育計画に統一的に位置付けるべき事項、教育行政や家庭・地域社会に全国的に呼びかけるべき事項が整理されました。

つまり、全国の校長が共通の方向性を持ち、学校からの教育改革を進めるための“羅針盤”が示されたのです。

このような「全日中教育ビジョン」を基盤とし、国及び県が掲げる教育理念や施策の方向性を踏まえて策定された「広島県公立中学校長会教育ビジョン」は、広島県のみならず、全国の校長と軌を一にして学校からの教育改革を推進していくために極めて重要な指針です。

変化の激しい時代、そして複雑化・困難化する教育課題に向き合うためには、校長自らが主体となり、広い視野と遠い視点をもって、国や地方自治体が示す教育施策に関する正確な情報を収集し、確かな見通しをもって自校の学校経営に積極的に取り入れていくことが求められています。

今回の「広島県公立中学校長会教育ビジョン」の改訂にあたり、私たちはICT活用の高度化、地域との協働体制の強化、部活動の地域展開などの新たな教育課題にも果敢に挑戦し、校長相互の資質向上と、目的を明確にした研究の推進を通して、学校経営のさらなる充実と、学校からの教育改革の実現に取り組んでまいりたいと考えています。

そして何よりも、一人一人の校長が主体性を発揮し、信頼関係に基づく教育の創造に向けて、新たな課題に果敢に挑戦していくことが、これからの学校を支える大きな力となります。この「広島県公立中学校長会教育ビジョン」が、校長先生方の学校経営の基盤となり、確かな指針として有効に活用されることを心より期待し、巻頭のご挨拶といたします。

令和8年3月

広島県公立中学校長会会長 河北 光弘

第1章 広島県公立中学校長会教育ビジョンの基本的な考え方

1 中学校教育の責務

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。特に、義務教育の最終段階を担う中学校教育には、将来をたくましく生きていく基礎を培い、それぞれの分野で活躍できる基盤となる力を育成する責務がある。

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが求められている。

2 広島県教育の現状と課題

本県では、平成10年の文部省（現文部科学省）からの是正指導以降、県民に信頼される公教育の実現に向け、教育改革のための仕組みづくりと教育の中身づくりに取り組んできた。その結果、校長権限が確立されるなど、適正な学校運営が行われるようになるとともに、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実な成果があらわれてきた。今後、一層の充実・改善を図るためには、個々の教職員の力が十分に引き出され、信頼関係に基づいた自由な雰囲気や自由闊達に議論や意見の交換ができる学校になることや、校長のリーダーシップの下、生徒を起点とし、教職員一人一人が主体として自立的に学校経営に参画し、生徒の成長につながることを考えて組織的に動けることの視点をもつことが必要である。

しかし、近年、教職員の大量退職・大量採用に伴う急速な世代交代が進む中、経験豊かな教職員の指導技術の伝承、中堅教職員や若手教職員の育成など、次代を担う人材育成は喫緊の課題となっている。また、教職員の不祥事防止のために様々な対策を推進しているが、教職員による不祥事が相次いで発生するなど極めて深刻な状況となっており、引き続き、不祥事の根絶に向けて、全力で取り組むことが求められている。さらに、働き方改革については、子供と向き合う時間の確保や超過勤務の縮減とともに一定の改善は図られてきたものの、目標の達成には至っていないことから、今後より一層、働き方改革や業務改善に向けた取組を推進することが求められている。

また、「基礎・基本の確実な定着」においては一定の成果は見られるが、学年が上がるにつれて、学習意欲が低くなる傾向が見られることや、知識・技能を活用し課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力において課題があることなどが明らかになっている。これらの課題を解決するために、各学校では、広島県教育委員会が国にさきがけ、平成26年12月に策定した広島版「学びの变革」アクション・プランに基づく実践を展開するとともに、学習指導要領に示された内容の具現化を進めている。

また、県内中学校の生徒指導の現状については、暴力行為発生件数、いじめ認知件数、不登校生徒数のいずれも増加傾向にある。いじめ防止への対応では、各学校において、いじめ防止対策推進法に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、生徒指導体制を確立し、いじめ防止委員会を中心とした取組を体系的・計画的に進めているところである。生徒指導上の諸課題において特に深刻な課題としては、各校種で近年増加している不登校生徒への対応があげられる。その要因や背景は多様であるが、生徒が学校へ来て

いないという事実から、各学校が教育の在り方を問い直し、不登校の解決に向けて「不登校を未然に防止する取組」と「不登校生徒の社会的自立を目指した指導と支援」の2つの視点による組織的な取組の充実が求められている。また、SNS やインターネット利用における課題への対応や性同一性障害や性的志向・性自認に対するきめ細かな対応など、社会の変化と子供の実態、時代の要請に伴う新たな課題にも直面している。

さらに、本県では、令和5年度の公立高等学校入学者選抜制度の改善に伴い、15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力として「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を示している。これを受けて各学校では、キャリア教育の視点に立った組織的・系統的な進路指導、生徒一人一人の心に寄り添う進路指導やキャリア・カウンセリングの充実を目指して取り組んでいる。しかし、キャリア教育に関する研修やキャリア教育を体系的に進めるための校種間連携などは、学校間で取組の格差が大きい。喫緊の課題であった中学校卒業後の進路未決定者は漸減し下げ止まりの状況にあるが、特別支援学級在籍生徒や不登校生徒、外国籍生徒の進路決定については大きな課題がある。

最後に、こうした教育課題を解決するためには、家庭・地域・関係諸機関・同校種・異校種間の相互理解・連携・協働が必要不可欠である。また、昨今多発する自然災害等への適切な対応においても、学校が家庭・地域と一体的に取り組むことが重要である。より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すよう、校長には縦横に視野を広げたマネジメント力が求められている。

3 教育ビジョン5つの柱

これまでの実践における成果と課題を整理するとともに、令和3年度に全面実施の学習指導要領や令和2年に策定された「全日中新教育ビジョンー学校からの教育改革ー」を踏まえ、県中校長会として次の5つを柱とし、令和3年3月に「広島県公立中学校長会教育ビジョン」を改訂した。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 教職員の人材育成と働き方改革の推進 |
| 2 | 「主体的・対話的で深い学び」の創造 |
| 3 | キャリア教育の充実 |
| 4 | 生徒指導の充実 |
| 5 | 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実 |

なお、この教育ビジョンは、変化の激しい時代にあって教育を巡る状況も大きく変化していくことを踏まえ、5年を目途に見直しを行い、必要に応じて改訂することとしていた。このたび、策定から5年を経過したことから、令和8年3月に一部改訂した。

これまで県中校長会は、広島県教育委員会の指導のもとに、「知・徳・体」の基礎・基本の徹底をはじめとする様々な教育課題や全日本中学校長会からの提言を受けた取組など、組織をあげて展開してきた。

今後も、次代への見通しをもって課題に取り組む「先見性」、共に支え合い、学び合い、高め合う「結束力」、諸課題の解決に向けて着実に取り組む「行動力」の3つの力を高めながら、先に掲げた教育ビジョンの5つの柱を中心に、関係機関と密接に連携した取組を展開し、次代を担う生徒の育成に邁進しなければならない。

第2章 教育ビジョンの柱

1 教職員の人材育成と働き方改革の推進

教職員一人一人の倫理観を高めサービス規律を確立するとともに、資質・能力の向上と使命感の高揚を図り、次代を担う人材を育成する。

また、働き方改革の推進に向け、学校における組織マネジメントの確立、教職員の働き方改革に対する意識の醸成等に取り組む。

(1) 現状分析と課題

県内の各学校では、教職員の大量退職・大量採用に伴う急速な世代交代が進んでおり、次代を担う人材育成が喫緊の課題となっている。教職員の年齢構成の若年化が進むにつれ、学校現場においては、先輩教職員から学校運営に関する知見を獲得したり、経験を継承したりしていくことが困難になりつつある。管理職に登用される世代の若返りも徐々に進んでおり、ますます高度化・複雑化している課題に対応するためには、中堅教職員に対しても、次代の管理職を見据えた学校経営能力の育成に取り組んでいかなければならない。

また、教職員の懲戒処分は、ここ数年一定の割合で生起しており、とりわけ、わいせつ行為等が續発し、極めて深刻な状況となっている。こうした中、令和4年度には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行された。令和6年度には、広島県教育委員会教育長から「不祥事根絶に向けた緊急メッセージ」が、広島県公立学校校長会連合会から「不祥事根絶に向けて（緊急アピール）」が発出されており、引き続き、教職員としての自覚と責任の再確認や風通しのよい職場環境づくりなどに全力で取り組むことが求められる。

さらに、令和5年度の「教員勤務実態調査」の結果では、県内の中学校教諭等の1週間当たりの在校等時間の平均は59時間であり、60時間以上の割合が40.3%である。平成30年度調査と比較して、教職員全体の在校等時間が減少傾向にあるなど、これまで進めてきた働き方改革の取組により、一定の成果が出てきている。しかし、依然として超過勤務の教職員が多いことや、多くの教職員が負担に感じている業務があることなどから、引き続き、働きやすさと働きがいを実現するための働き方改革を一層推進していくことが求められる。

(2) 取組の方向性

- ① 教職員個々に作成した人材育成計画や業績評価（自己申告）書を通して、教職員個々の学校経営への参画意識を高め、広島県教員等資質向上指標等を活用しながらキャリア育成や職能成長をどのように図るかを常に意識しながら、指導・助言する。
- ② サービス規律の厳正確保に向けて不祥事防止体制を確立し、面談等を通じて教職員の状況や悩み等をしっかりと把握するとともに、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い学校を構築する。
- ③ 働き方改革の推進に向けて、その実現に係る目標を学校経営計画の項目の1つに設定し、仕事と生活の調和及び効率的に教育の質的向上を図る取組を全校で進める。また、勤務時間管理を適切に行いながら、教職員自身の見通しをもった校務処理などタイムマネジメント力を高める。

このような取組により、教職員一人一人の人材育成を行いながら、教職員による不祥事の根絶を目指していく。また、働き方改革を推進することにより、教職員が笑顔になり、生徒も笑顔になれる学校を創っていく。

2 「主体的・対話的で深い学び」の創造

資質・能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを確立して、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る。また、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせながら、「授業改善」と「学習評価の改善」を両輪として取組を推進する。

(1) 現状分析と課題

県内の各学校では、令和元年度に全県展開された広島版「学びの変革」アクション・プランを踏まえ、令和3年度から全面実施となった学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善及び指導と評価の在り方について、取組を進めてきた。

これまで教育研究委員会を中心として、「主体的・対話的で深い学び」の実現から深化へと取組を充実させ、授業改善と学習評価の在り方について研究を進めてきた結果、授業改善に向けて求められる教員の力が定着したり、学習評価の校内研修が充実したりしてきたことがわかった。

一方、県中教育ビジョン検証・評価アンケートの過去5年間（R3～R7）の結果から、学習評価の改善とその研修の充実について、あまり取り組むことができていない学校も一定数あることがわかった。また、「特別の教科 道徳」の充実についても、あまり取り組むことができていないと回答した学校が2割程度あり課題が残った。

令和3年1月に中央教育審議会から示された「令和の日本型学校教育」では、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められている。同時に、学習評価の在り方について、評価の場面や方法を工夫して、「授業改善」と「学習評価の改善」を両輪とした取組を一層推進することが必要である。また、「特別の教科 道徳」においても、研修の機会や内容を充実させることが求められている。

(2) 取組の方向性

- ① 資質・能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを確立して、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る。
- ② これまでの実践と ICT を最適に組み合わせながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の深化に向けた授業改善に取り組む。
- ③ 観点別評価の趣旨の理解及び目標に準拠した評価の妥当性と信頼性を高める取組を一層進め、学習評価の改善とその研修の充実を図る。
- ④ 考え、議論する活動等を通して、生徒一人一人が自己の生き方について考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる「特別の教科 道徳」の充実を図る。

このような取組により、学習指導要領並びに広島版「学びの変革」アクション・プランで求められている資質・能力の育成を目指した「授業改善」と「学習評価の改善」を推進する。

3 キャリア教育の充実

生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる。

(1) 現状分析と課題

令和3年度から全面実施となった学習指導要領において、キャリア教育及び進路指導について、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特性に応じて、キャリア教育の充実を図ること」、「生徒自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと」が示された。また、平成29年には、広島県教育委員会から、県内の全教職員が生徒の心に寄り添った進路指導を常に意識し、「キャリア教育の視点に立った進路指導とは何か」を共通理解し、全县を挙げて取り組むために、「中学校における進路指導の手引き」が示された。

これまで県内の各学校では、キャリア教育の全体計画の策定や基礎的・汎用的能力の視点での教育計画の見直しを図り実践を行ってきた。また、中学校卒業時点における進路未決定者の状況についても、県公立学校校長会連合会に進路指導対策特別委員会を設置するなど、小・中・高・特別支援学校が連携して進路未決定者の減少に取り組んできた。その結果、平成22年3月末時点において514人であった進路未決定者は減少し、令和3年3月末時点において100人となった。その後の進路未決定者は、約100人から150人の間を推移しており、今後も更なる減少に向けて取り組む必要がある。中でも、近年では特別支援学級在籍生徒や不登校生徒、外国籍生徒の増加により、進路決定に向けての指導・支援も多様化し、大きな課題となっている。

一方、令和7年度県中校長会進路指導委員会アンケートでは、キャリア教育に関する評価の「改善」について肯定的回答が68.2%であったのに対し、「異校種間の連携」については40.1%に留まった。また、県中教育ビジョン検証・評価アンケートの過去5年間(R3~R7)の結果では、産業界等との連携・協力が少しずつではあるが着実に進んでいることがわかった。さらに、広島県教育委員会は、「広島県の15歳の生徒にどのような力を付けさせたいか」という観点から入学者選抜制度の改善を行い、令和5年度入学者選抜から実施している。このように、これからの社会で活躍していく生徒には、15歳の段階で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を育成することが求められる。

(2) 取組の方向性

- ① 基礎的・汎用的能力を基に、キャリア教育を通して身に付けさせたい力を具体的に設定し、実践を通して評価する。
- ② 「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえ、教科の学びが社会と繋がっていることを生徒が実感できるよう、産業界等と連携・協力した取組の充実を図る。
- ③ 小学校及び高等学校等における指導内容等を踏まえ、中学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにして、キャリア教育を展開する。

このような取組により、自己の個性を理解し、自己実現への意欲を高め、主体的に進路選択できる生徒を育成する。

4 生徒指導の充実

生徒の自己指導能力を育成するため、生徒指導の実践上の4つの視点を生かし、発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、生徒一人一人が安心して過ごし、力を伸ばすことができる学校づくりを目指し、組織的な取組を推進する。

(1) 現状分析と課題

本県の生徒指導上の諸課題を分析すると、中学校における暴力行為発生件数については、令和2年度の884件から令和5年度は1,270件となり、4年連続で増加している。いじめの認知件数は、令和3年度の1,388件から令和5年度は1,827件となり、3年連続で増加している。不登校生徒数については、令和元年度の2,631人から令和5年度は5,362人となり、5年連続で増加している。いじめの認知件数の増加については、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果という肯定的な評価ができる。一方で、暴力行為発生件数、不登校生徒数のいずれも増加傾向にあることから、今一度、こうした生徒指導上の諸課題の背景を見つめ直し、生徒一人一人が輝くことのできる学校づくりに努めなければならない。

さらに、SNSやインターネットの利用における問題への対応や、発達障害、精神疾患、LGBTQ、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、外国籍等の多様な背景を持つ生徒へのアセスメントに基づく対応も求められている。

こうした中、生徒がより良い社会と幸福な人生を自ら創り出していくためには、他者を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち自己指導能力を育成することが求められる。自己指導能力の育成には、組織的・実効的な生徒指導体制を確立し、全ての教育活動において、生徒指導の実践上の4つの視点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を生かした取組を進めることが重要である。

その際、小学校においても生徒指導上の諸課題が増加傾向にあることから、校種間の連携、関係機関との連携を密にしていかなければならない。

(2) 取組の方向性

- ① 発達支持的生徒指導の充実を図り、全ての教育活動において、生徒指導の実践上の4つの視点を生かした取組を推進する。
- ② 「誰一人取り残されない学びの保障」と「不登校生徒の社会的自立を目指した指導と支援」の2つの視点で取組を推進する。
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心とした取組を組織的・計画的に進める。
- ④ 社会の変化、生徒の実態、時代の要請に伴う生徒指導上の諸課題に対する取組を推進する。
- ⑤ 障害のある生徒の自立や社会参加を図るために、学びの場の充実や校種間の接続・関係機関との連携などの支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図る。
- ⑥ 生徒指導体制の継続と強化のために、学校と専門家・関係機関及び地域・家庭との連携を強化する。

このような取組により、生徒一人一人に対して自己指導能力の育成を目指すとともに、生徒一人一人が安心して過ごし、力を伸ばすことができる学校づくりを目指し、組織的な取組を行い、生徒指導の充実を図る。

5 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実

学校は、家庭・地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、教育活動の充実を図り、21世紀を生き抜くための力を社会全体で育成する。

(1) 現状分析と課題

学校は、不登校、いじめ、SNSに関する問題をはじめ、家庭や地域の理解・協力なしでは解決できない課題を抱えている。こうした課題に対し、校長がリーダーシップを発揮して「社会に開かれた教育課程」を編成・実施し、「チームとしての学校」を構築しながら、教育活動の充実を図ってきた。また、県内（政令市を除く）のコミュニティ・スクールの設置率は、令和3年度の29.5%から令和5年度の52.5%へと上昇し、多くの学校で家庭・地域と連携・協働するための体制整備を進めてきた。

一方、県中教育ビジョン検証・評価アンケートの過去5年間（R3～R7）の結果から「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」とが一体となって取組を推進させる研究や実践は、あまり進んでいないこともわかった。また、本県では、これまで幾度となく台風や豪雨など自然災害による大きな被害に見舞われており、学校・家庭・地域における防災教育の重要性が高まっている。地域全体で生徒の学びや成長を支えるとともに、こうした自然災害に適切に対応できる力を育てていく教育活動も求められる。

このような複雑化・困難化した課題を解決するためには、引き続き、学校内において教師とは異なる知見をもつ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が教育に携わることができる組織体制づくりを進めていくことが必要である。加えて「学校を核とした地域づくり」を目指し、積極的に情報発信に努め、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働した教育活動の充実を図っていくことが必要である。より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、地域の人材・物的資源も活用し、家庭・地域との連携・協働によって「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していかなければならない。

(2) 取組の方向性

- ① 学校の教育目標やビジョンを地域と共有し、地域と共にある学校の実現に向け、「社会に開かれた教育課程」を編成・実施する。
- ② 学校が抱える課題を解決するため、校長のリーダーシップのもと教職員や多様な専門性をもった人材を有効に活用し、「チームとしての学校」を組織する。
- ③ 学校の教育活動等について、学校だよりやホームページなどに掲載するなど、積極的な情報発信に努める。
- ④ 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」などの地域との連携・協働の取組について研究を深める。
- ⑤ 災害安全に関する組織活動において、家庭や地域と連携した指導の機会の充実を図る。

このような取組により、学校と家庭・地域がそれぞれの役割や責任の自覚を高めながら相互の連携・協働を推進し、魅力ある学校の実現を図る。なお、部活動の地域展開については、校長として国や各自治体の動きを注視し、生徒の豊かなスポーツ・文化活動を実現する視点を持ち、持続可能な活動環境を整備していく必要がある。

【参考資料】

是正指導とは

平成10年5月20日、広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、文部省（現文部科学省）から本県並びに福山市の教育について、教育内容関係7項目、学校管理運営関係6項目において、法令等に照らして逸脱、あるいはそのおそれがあるなど不適正な実態があり、是正を図るとともに、少なくとも3年間、是正状況を報告するよう指導（是正指導）を受けた。

是正指導を受けて以降、県教育委員会は、法令等を遵守することを通して教育の中立性を確保し、職員団体等との適正な関係を確立するとともに、市町村教育委員会及び校長会との連携を強化し、その信頼関係を確かなものにしながら、校長権限の確立、ひいては県民から信頼される法令等に則った公教育の確立に努力してきた。

また、県民、保護者に対し是正状況を明らかにするため、教育委員会会議及び県議会文教委員会において是正状況を報告するとともに、その内容を逐次ホームページなどに掲載するなど、公開性を重視して取り組んだ。

是正指導指摘項目

【教育内容関係】	【学校管理運営関係】
○卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱 ○人権学習の内容 ○道徳の時間の名称、その指導内容 ○国語の時間割 ○小学校の音楽での国歌「君が代」の指導 ○授業時数及び単位時間 ○指導要録の記入	○教員の勤務及び勤務時間管理 ○主任等の命課の時期及び人選 ○主任手当の拠出 ○職員会議の運営の実際等 ○学校運営に係る校長と職員団体学校分会との確認書等の状況 ○市町村立学校の管理運営に関する県教委の取組状況

【参考文献】

- ①全日本新教育ビジョンー学校からの教育改革ー（全日本中学校長会 令和2年）
- ②中学校教育に関する調査（全日本中学校長会教育情報部 令和2年）
- ③中学校学習指導要領（平成29年告示）（文部科学省 平成29年）
- ④中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（文部科学省 平成29年）
- ⑤学習の評価の在り方ハンドブック（文部科学省 令和元年）
- ⑥「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（文部科学省 令和3年）
- ⑦中学校・高等学校キャリア教育の手引き（文部科学省 令和5年）
- ⑧実践的な防災教育の手引き（中学校・高等学校編）（文部科学省 令和6年）
- ⑨生徒指導提要（改訂版）（文部科学省 令和4年）
- ⑩広島県教育に関する大綱（広島県 令和3年）
- ⑪令和7年度広島県教育資料（広島県教育委員会 令和7年）
- ⑫生徒指導のてびき（改訂版）（広島県教育委員会 令和7年）
- ⑬令和5年度教員勤務実態調査集計結果（広島県教育委員会 令和5年）
- ⑭中学校における進路指導の手引き（広島県教育委員会 平成29年）
- ⑮広島県特別支援教育ビジョン（広島県教育委員会 令和2年）
- ⑯令和6年度研究集録（広島県公立中学校長会 令和6年）

広島県公立中学校長会教育ビジョン

～未来に光り輝く子供たちのために～

発行日 令和8年3月

編集・発行 広島県公立中学校長会
〒732-0052
広島市東区光町一丁目11番5号地産ビル1003号
TEL 082-263-6382
FAX 082-262-3822
E-mail h34@ken-chu-hiroshima.nss55.net

印刷 株式会社タカトープリントメディア
〒730-0052
広島市中区千田町三丁目2番30号
TEL 082-244-1110
FAX 082-244-1199